

平成27年 6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆15番（真船和子君） おはようございます。

議長の御指示により、公明党を代表し一般質問を行います。

初めに、習志野版まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてお伺いいたします。

去る6月8日、千葉県は人口減少対策の土台となる人口ビジョンの骨子案を公表いたしました。

その内容は、2010年と比べて30年後の2040年には、県の人口が約84万人減少することにより537万6,179人となり、生産活動の中心となる生産年齢人口は118万減少し288万8,005人となる推計であります。この推計をもとに、雇用の拡大、居住環境整備を掲げ、結婚から子育てまでの環境充実が盛り込まれました。

そして、地方創生へ向けた総合戦略の骨子案は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、地域の経済の活性化を前面に掲げております。うれしくも、千葉県千葉市幕張が会場に決定したところでございます。

習志野市においても、現在習志野版人口ビジョン・総合戦略の策定作業が取り組まれていると考えます。そこで、その進捗状況をお伺いいたします。

次に、子ども・子育て支援制度について、2点お伺いいたします。

平成27年4月より、待機児童の解消や地域のニーズに応じた子育て支援を目指す、子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。

これは、2012年に成立した子ども・子育て支援法などの法律に基づく制度であり、財源を確保して、子育て、保育という分野の量と質に手当てを行い、充実したサービスを提供するものであります。

しかしながら、政府が想像する以上に、保育に関しては預けるニーズがふえており、十分な期待をするサービスが受けられていない状況であります。

そこで、1つに、本市における保育の待機児童の現状と、今後の取り組みについてお伺いいたします。

2つは、同じく4月より放課後児童会の受け入れ対象児童が6年生まで拡大されております。本市の放課後児童会健全育成事業の現状と、今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目は、障がい児者の施設整備計画について、本市のグループホーム及びショートステイの現状と、今後の取り組みについてお伺いいたします。

2014年1月20日に、日本は障害者権利条約を批准いたしました。国連総会で障害者権利条約が採択されたのは2006年であります。障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しております。障がい者に関する初めての国際条約であります。

障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しております。障がい者の権利確保のために必要で適当な調整等を行わないという合理的配慮の否定も含まれるということが明確に示されており、障がい者がほかの人と平等に住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定められております。

日本がこの条約を締結したことにより、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化さ

れることを、私は大いに期待するものであります。

本市の第4期習志野市障がい福祉計画は、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るために、必要な福祉サービス、その他の支援について数値目標を定め、その中に地域生活支援拠点等の整備について示されております。

しかしながら、本市には障がい者が居住できるグループホームやショートステイが足りていないこと、また卒業後の通所施設が今後不足することなど見込まれております。私は早急な施設整備計画を示す必要があることを申し上げます。

そこで、習志野市は今年度総合福祉センターの老朽化対応として、再整備事業のための予算を計上されております。私は、この総合福祉センターに障がい児者のグループホーム及びショートステイ等の施設を整備することを提案いたします。そして、習志野福祉の文化を、この福祉ゾーンより発信していただくことを御期待申し上げ、障がい児者の施設整備計画についてお伺いいたします。

最後に、地域課題について、東習志野・実籾地域バス実証運行の現状についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) それでは、真船議員の御質問に順次お答えしてまいります。引き続きよろしくお伺いいたします。

大きな2番目の子ども・子育て支援新制度に関する御質問のうち、(2)番、放課後児童健全育成事業の現状と今後の取り組みについての御質問は教育長が答弁いたします。

それでは、私から、大きな1番目、習志野版まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてお答えいたします。

人口減少、急激な少子高齢化社会が及ぼす地方の持続可能性に係る懸念が顕在化する中で、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立いたしまして、これに基づき国は、人口減少、地域経済縮小の課題解決を目指し、昨年末にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略を策定いたしました。今後の人口減少、急激な少子高齢化社会への対応と克服は、本市におきましても自立的な都市経営を推進していくに当たり、極めて重要であります。

このことから、本市の現状分析を行い、市民の皆様と認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す習志野市まち・ひと・しごと人口ビジョン、並びに、将来の人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します、習志野市まち・ひと・しごと総合戦略の策定に、現在取り組んでいるところでございます。

本市の総合戦略策定に当たりましては、若い世代の産み育てたい希望をかなえる子育て環境の実現、そして大学の立地・隣接状況を生かした地域課題解決に係る大学との協働、そして若者が将来も地域にとどまり得る雇用展開、定住促進、多世代交流、多機能型拠点の形成等を検討課題といたしまして、国の総合戦略が定める政策分野を勘案しつつ、基本目標や施策の基本的方向、施策と客観的な指標によります効果の検証についてまとめてまいります。

現在の進捗状況でございますが、本年4月以降現在まで、庁内策定組織におきまして、主に人口ビジョン案、総合戦略骨子案の検討作業を進めております。また、現在、15歳以上の市民3,500人を対象といたしました市民意識調査と、市に関連する3大学の学生を対象とした意識調査を

実施中であります。

これらの調査分析結果と人口や経済構造等の分析を踏まえまして、7月には人口ビジョンの素案を作成し、8月には総合戦略の素案を策定する予定でございます。この間、第三者機関でございます策定懇話会にも検討いただくとともに、議員の皆様の御意見等を踏まえまして最終案を策定し、9月中旬を目途にパブリックコメントを実施いたしまして、10月末に策定を完了させる予定でございます。

続いて、大きな2点目、子ども・子育て支援新制度について、(1)待機児童の現状と平成30年度待機児童ゼロに向けました平成27年度の取り組みについてお答えいたします。

初めに、待機児童の現状でございますが、平成27年4月1日現在で43人でございます。昨年同時期の72名よりは減少いたしましたものの、現状においても全ての入所希望にお応えすることができていない状況であります。

そこで、平成26年度に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画におきまして、潜在需要も含めました保育を必要とする全ての子どもの保育所等への入所を、平成30年度に可能としてまいります。

御質問の待機児童ゼロに向けました今年度の取り組みについてでございますが、大きく3点ございます。

1点目は、民間認可保育所の誘致でございます。まず、菊田保育所の私立化対象施設となります(仮称)谷津第二保育園が法人により今年度中に整備され、平成28年4月の開園を目指しております。

次に、津田沼2丁目の国有地を活用いたしました保育所の整備についてでございます。これにつきましては、施設整備及びその後の運営事業者を今年度中に公募選定いたしまして、国との協議の中で平成29年度半ばの開園に向けまして準備を進めてまいります。

2点目は、市立幼稚園に保育所機能を加えた幼保園の取り組みでございます。市立実花幼稚園と市立つくし幼稚園に保育所機能を加え、幼保園といたしまして、施設を運営する事業者の公募選定に取り組んでまいります。なお、幼保園としての運営開始は平成29年4月を予定しております。

そして、3点目につきましては、小規模保育事業所の誘致でございます。待機児童の80%以上を占める3歳未満児の保育を基本とする小規模保育事業所を4カ所公募し、選定いたします。平成28年4月の開所を目指します。

これに加えまして、保育の質を確保する観点から、認可外保育施設から小規模保育事業所への移行支援もあわせて行ってまいります。

以上のように、今年度から計画期間がスタートした子ども・子育て支援事業計画を着実に実行することによりまして、お子様を安心して預け、育てやすい環境の整備、そして子どもが育ちやすい環境の整備に向けて、平成27年度も邁進してまいります。

続いての(2)放課後児童健全育成事業についての質問は、教育長が答弁いたします。

大きな3点目、障がい児者の施設整備計画について、その(1)本市のグループホーム及びショートステイの現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

グループホーム及びショートステイの整備の考え方は、各市町村または県が指定しております

障害保健福祉圏域にて整備を行うことが基本となっております。

近年は障がい者個人の意思や選択が第一に尊重され、入所施設での生活よりも地域の中で生活をいたします地域移行の方向性を国が推進していることや、介助をしている御家族の方の高齢化などを背景に、グループホーム及びショートステイの利用希望者は年々増加していくものと見込んでいただいております。

初めに、グループホームについてでございますが、グループホームは障がいのある方が日常生活に関する相談や手助けを受けながら、共同生活を行う障がい福祉サービスでございます。現在、市内には14カ所、そして八千代市、鎌ヶ谷市を含めた習志野圏域、先ほど言いました障害保健福祉圏域の1つであります習志野圏域で45カ所ございます。ほかの圏域と比較しても、この数字は決して少ないという状況ではないということでございます。

さらに、ほかの圏域のグループホームを利用することもできます。習志野市民がほかの圏域のグループホームを利用することも可能でございます。

今後におきましても、障がい福祉計画に位置づけました必要なサービス量が確保されるよう、既存の事業所への働きかけや事業所の誘致に引き続き取り組んでまいります。

次に、ショートステイについてでございますが、ショートステイは保護者の病気や冠婚葬祭など、家庭で障がいのある方の介助が一時的にできなくなった場合に、障がいのある方を事業所でお預かりし、日常生活の介助を行う障がい福祉サービスでございます。

現在、市内で運営されている事業所はありませんが、習志野圏域、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市の中では3カ所、つまりは八千代市、鎌ヶ谷市で3カ所ございます。これに加えて、隣接いたしております船橋市、千葉市の事業所も利用することが可能でございます。

小規模の事業所においては、ショートステイのための受け入れ人数の枠を恒常的に確保しておくことが経営上困難であるなどの課題があり、実施していただける事業所が少ない実情でございます。

今後におきましては、新たに市内にグループホーム等の設置を検討する事業所に対しまして、ショートステイを併設した施設の事業展開について、協力を要請してまいります。

グループホーム及びショートステイの整備に関しては、民間で施設整備がなされる場合、建設費の補助や運営費の補助を行い、事業者や利用者の軽減負担を現在も図っております。しかしながら、民間での施設整備が進んだ場合においても、市内の受け入れ施設の不足が見込まれている現状です。

そこで、今年度から総合福祉センターの老朽化対応の一環といたしまして、再整備、秋津にございます総合福祉センターですね、老朽化対応の一環として再整備事業の検討に着手したところでございますが、この中でグループホームなどの障害福祉施設の誘致についても考慮してまいります。

続いて、最後、大きな4番、地域課題について、東習志野・実籾地域バス実証運行の現状についてお答えいたします。

平成22年4月、コミュニティバス実籾駅ルートが廃止となってから、本市では新しい地域公共交通について研究を進め、平成25年11月から東習志野・実籾地域バスの実証運行を開始して1年6カ月余りが経過いたしましたところ です。

真船議員におかれましては、コミュニティバス実証ルートが本格運行に至らなかったとき以降、さまざまな御提言をいただくとともに、さまざまな場面で御協力、御支援を賜っております。本当に感謝を申し上げます。地域バス実証運行当初に当たりまして、利用促進に向けた御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

本実証運行に関しましては、運行経費のおよそ半分を運賃収入で賄うことを運行評価基準としておりまして、そのための目標乗車人数を1日当たり165人といたしました。しかしながら、本年3月時点の1日平均乗車人数につきましては、88.7人と大きく目標を下回っております。

このことから、平成27年4月から既存の運行経費を超えない範囲で運行計画を見直しまして、利用の少ない夕方以降の時間帯を減便させていただいた一方で、利用の多い朝の時間帯を増便させていただくとともに、それまで東習志野8丁目東までの運行ルートを八千代台駅まで延伸したところでございます。

その結果、運行計画変更前の平成27年3月末時点での利用状況は、1日当たり約89人、目標達成率54%であったものが、直近の5月末時点におきましては、1日当たり約102人、目標達成率約62%と利用者数が増加しております。

今後、本格運行へ向けての課題は、運賃収入と運行経費のバランスをとることとでございます。利用促進による乗車人数の増加を図り、運賃収入の向上に努めるとともに、乗車率の低い区間の短縮、運行日や時間帯の縮減による運行経費の圧縮が必要であると考えているところでございます。

本実証運行の今後につきましては、本年9月までの運行実績に基づき、10月に開催を予定している習志野市地域公共交通会議におきまして、本格運行への移行可能性を審議していただいた上で、平成28年4月以降の本格運行を判断してまいります。

あれば便利ではなくて、なくては困る地域の足といたしまして、この地域バスが本格運行に移行できますよう、引き続き利用促進に努めてまいりますので、先ほども申し上げましたが議員の皆様におかれましても地域の方々への周知に御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

先ほど実証運行の目標のところ、目標の乗車人数を「1日当たり165人」とお答えすべきところを、「1人当たり165人」と答えたようでございますので、おわびして訂正いたします。

以上で、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、真船議員からの一般質問になります、大きな2番、子ども・子育て支援新制度について、(2)放課後児童健全育成事業の現状と今後の取り組みについてお答えをいたします。

放課後児童健全育成事業につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童会の運営に関する基準が策定され、本年4月より運用を開始いたしました。

その大きな変更点は、次の2点であります。

1点目といたしましては、入所対象児童が小学校に就学する全ての児童へ拡大をされました。

2点目、放課後児童支援員に対する資格要件が明確となりました。

このような状況の中、本市における放課後児童会の現状を申し上げますと、4月当初、放課後児童支援員及び教室不足が起因となり、今回新たに入所対象となった4年生から6年生の一部に入会不承諾となる、いわゆる待機児童を抱えることとなりました。

こうした事態に早急に対応し、6月までには6名ではありますが支援員の補充を行うことができ、

待機児童につきましても減少している状況であります。

しかしながら、支援員や教室の確保は厳しい状況下であることに変わりはありません。支援員の確保や学校余裕教室等の確保及び整備につきましては、引き続き改善に向け、鋭意努力をしております。

今後につきましては、新制度における支援員の処遇改善等を目的とする賃金改善部分や、放課後児童会運営に対する国の支援制度を活用してまいります。

また、将来を見据え、民間委託や民間事業者の参入を含め、さまざまな角度から安定した放課後児童会の運営体制が構築できるよう調査・研究を行ってまいります。

いずれにいたしましても、将来にわたり、子どもたちが安全で安心して過ごせる放課後児童会の質の向上と、機能の充実が図れるよう努めてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

◆15番(真船和子君) それでは、再質問に入らせていただきます。

再質問の順序を変えさせていただきますことを議長に承認していただきたいと思っております。

初めに、障がい児者の施設整備計画についてお尋ねいたします。

先ほど市長の御答弁より、総合福祉センターの再整備に当たりまして、グループホームなどの障がい者に対する福祉施設の誘致について十分配慮していきたいという、大変前向きなお言葉を頂戴いたしましたこと、ありがとうございます。これで一歩前進という形になったかと思っております。これは貴重な御答弁だったと思っております。

実は、私も、地域の方より、障がいを持たれているお子様の年齢が上がってきたり、そしてお子様を介護している親御さん、このお子様の年齢が上がれば、当然親御さんも年齢が上がってきている、そうしている親御さんの中にも自分自身が介護を受けていけなくなってきたり、状況等を、本当にたくさん伺っております。

または、この医療的介護を受けているお子様に対する、また重度障がいを持たれているお子様を介護しているお母様からも、24時間365日、この子どもたちのお世話をしながら、この約8割の方がやはりまだ高齢化の介護と同時で、母親が行っているというような声も聞いております。

そして、緊急に何かあった場合、すぐ預けていただくところがない、こういう声をたくさん、ここ数年聞いてまいりました。そういったことから、この習志野市において、グループホームの施設整備、そしてショートステイ、これができることを念願していると、そういう声でございました。

そして、今回この総合福祉センター再整備の話が、実は3月に予算計上されることを聞きまして、私は何とかしてこの議会の前に当局にお話を持っていきました。もうここは、以前議会で福祉をずっとやってきたときに、秋津の福祉ゾーン、ここを習志野市の福祉の文化として、ここから発信していきたいという当時の部長からの御答弁もいただいておりました。

であるならば、ここに障がい児者の施設整備も当然加えていくことが必要であろう、それが習志野市が抱える地域福祉計画、これに基づくものではないかということをご提案させていただいておりました。

そして、このたび市長から先ほどお答えをいただいたわけですが、さらにそれを一歩前に進めていただくために、本日質問をさせていただきました。今、そういう親御さんを抱えている気持ち、これは当局も十分認知されているかと思っておりますけれども、改めて部長にお伺いしたいと思いま

す。

この方たちのこの思い、本当に真摯に受けとめていただいていることなのか、再確認させていただきたい、そしてまた、市長の御答弁にありました総合福祉センターの老朽化に伴う再整備検討着手の現状、この今後の見込みについてお尋ね申し上げます。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。お答えをいたしたいと思います。障がいのある方を介助しておられます御家族が高齢化と、これが進むといった中におきまして、将来について御心配を持たれるということについてはもっともなことだというように思いますし、それらを解消いたします手段として、グループホームの、あるいはショートステイの設置、これを御希望されていると、こういうことにつきましては十分に認識をし、理解もさせていただいているところでございます。

本市におきましては、6つの法人がグループホームを市内で運営しておりまして、加えて、先ほど市長から答弁ありましたように、周辺市の施設の利用も可能としております。これまでもこういった形で、障がいのある方並びにその御家族の気持ちに寄り添った、そういった施策の推進をしてまいりました。

その次の展開の一つといたしまして、秋津の総合福祉センターの再整備事業の検討と、この中でグループホーム等の誘致も視野に入れた模索をしているというものでございます。

この現在行っております福祉センターの再整備の検討の中におきましては、30年後を見据えた中で必要と考えられる施設機能、これを見直ししていくと、そして新たに追加すべき機能の洗い出し、今こういったことを行っておりまして、既存施設の大規模改修に加えて、今お話を申し上げておりますグループホーム等の新たなニーズに対応できる施設の誘致についても検討しているというものでございます。

限られた財源でございますので、創意工夫をして、さらなる財源の確保策を見出していくということの中で、障がい児者の支援体制、これを進めるということが必要だと、非常に認識をしているところであります。

この総合福祉センターの再整備に係る基本構想、これにつきましては今年度中をめぐりに取りまとめたいと、今このように考えているところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。基本構想、今年度中ということでございますので、また、いい御答弁を今年度中にいただけるのかなと思っております。期待しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、地域課題について質問させていただきます。

東習志野・実籾地域バス実証運行の現状でございますけれども、これは先ほど来、宮内議員からも御質問がございました。この実証運行は地域において2度目の実証運行であります。

結論から言いますと、これは本格運行へ向けていただかなくては困ることでございます。これを目的に、私は本日質問をさせていただきました。

先ほど市長の御答弁の中に、一生懸命今当局が努力していただいているということは真摯に受けとめさせていただきますが、この乗車人数の増加を図るということを言われておりましたけれども、具体的にこの乗車人数の増加策についてお尋ね申し上げます。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。現行の地域バスの乗車人員の増加策という御質問でございますけれども、これは、まず第一義的にやらなければならないのは、私どもが地域に向けて情

報発信を積極的に行うということだと思います。

現行、ホームページ等を使いまして、現状の乗車率等についてもお知らせをしております。その中で、やはり乗っていただかないと、これが本格運行に結びついていかないということもお知らせをしております。

そういう意味では、広報あるいはホームページ等をもっともっと使いまして、あるいは地域の皆様方に直接チラシ等をお配りするということも含めまして、広報活動には力を入れてまいりたいと思います。

そのほかには、運行形態そのものを見直すということもやはり一つの手法だというふうには考えておりますので、さまざまな形で乗車人員の増加策といったことについては取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

〔「具体的にどうやってふやすの。それを答えなきゃ」と呼ぶ者あり〕

○議長(木村孝浩君) はい。静粛にお願いします。

〔「京成だってそれで困っている」と呼ぶ者あり〕

○議長(木村孝浩君) 静粛にお願いします。真船和子議員。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。民間と行政が行う、この経営という視点からいいますと、なかなか厳しいものがあるのかなと思っております。しかしながら、アンケート調査等を見る、また私のところに多くの声を上げてきて、一生懸命地域も努力して乗ってくださっております。地域の方から言われることは、努力してなるべく使っておりますという声もいただいております。

将来的には地域的に、この東習志野地域は高齢化が進んでいきます。というのは、そういうことをこの議会で言っちゃあれなんですけれども、地方創生を進めるにもそうなんですけれども、東習志野地域は2番目に高齢化率が高いところでございます。ですので、必然的に地域によっては高齢者の方が使う率が多くなる、そういう意味からも、これは本格運行へぜひ進めていただきたいというのが私の要望なんでございます。

そこで地域も努力して、何とか自分たちの中でやっていきたいということで、今進めているんですけれども、先ほど実証運行は10月の交通会議で決まりますよということでございましたけれども、では、その後の運行についてはいかがなものか、4月までの間はどのような形で運行されていくのかお尋ねいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。お答えをいたします。地域バスの実証運行、10月以降の予定という御質問でございました。

市長答弁で申し上げますとおり、10月以降の実証運行、今後のあり方につきましては、10月の地域公共交通会議の中で御意見をいただきながら最終的に判断をしたいということでございます。

具体的に、10月以降、じゃどういうふうに運行がなされるのかということで申し上げますと、10月以降12月末まで、すなわち今年中ということでは、仮に実証運行をもう断念せざるを得ない、要するに本格運行に移行ができないというような判断があった場合には、12月末までで実証運行は終了いたします。それで、翌年の1月以降、実証運行そのものが実施がされないということになります。

しかしながら、市長答弁でも申し上げますとおり、仮に運行ルートですとか、運行時間帯で

ありますとか、運行日ですとかいったものを精査した中で、本格運行が可能だということが判断できた場合には、10月以降12月までは現行のルートのみで実証運行は継続をいたします。それで、来年1月から3月まで、この期間は4月以降の本格運行のいわゆるプレ運行期間として、準備期間も含めて新しいルートで1月以降は運行するというので、今のところ予定をしておるところです。

議員おっしゃるとおり、私どもも東習志野・実籾地域の地域バスにつきましては、これは本格運行するということが大前提だというふうには考えております。それぞれ市民の皆様にも少し御努力をいただくこと、それから我々が最大限に努力をしなきゃいけないことというのはあるかと思えますけれども、とにかく本格運行へ移行させるということを前提に、私どももしっかりと取り組んでまいりたいと、このようには考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。部長、ありがとうございます。では、ぜひ本格運行へつなげていただけますよう、よろしく願い申し上げます。といいますのは、実証運行を12月で終わる、1月から走らせないということになりますと、その周知に対しても住民にこの短い期間で大変な迷惑にもなっております。

それだけではなく、さまざまな部分で厳しい状況じゃないかなと思っておりますので、ここはぜひ本格運行へということを強く要望させていただくとともに、さまざまなルート変更を考えていらっしゃると思いますが、ここの地域のバスは他のコミュニティバスと違っていて、小型地域バスを使用しております。その強みとして、住宅の中に入っていける、これが一つのメリットです。

ですので、十分ここの強み、メリットを生かしていただくこと、そしてどこの地域が一番、このバスの利用があるのか、ここも十分理解していらっしゃると思えますけれども、ここのところにも十分な配慮と、そしてあとは、その地域の方の十分な声を聞く、この地域公共交通会議は代表の方なんです。本当に地域で必要としている方の声というのは、なかなかそこでは反映されないような状況だと考えます。

ですので、やはり足を伸ばして、行政がその地域に行って、やっぱり住民からさまざまな声を聞く、ここの場を設けていくということが、私は再三言ってきましたけれども、これをすることで初めて成果が出てくる、住民にも責任が出てくる、これが大事なことです。

ですから、これからの公共交通不便地域への部分に関しましては、そこも十分に配慮していただきたい、これを要望させていただきます。そして、将来的には高齢者がふえてくる中で、高齢者のこのバスの料金、これも見直しも必要だと考えておりますので、またそこも要望とさせていただきます。以上でございます。

以上で、バスの関係の質問は終わらせていただきます。

引き続きまして、習志野版まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてお尋ね申し上げます。

先ほど言いました千葉県はオリンピック・パラリンピックの会場として指定されまして、それで地域経済活性化を図るという一つの大きな目標、千葉市もそうですが、目標ができたという中で進んでいる形ですけれども、本市はこの総合戦略の策定に当たり、先ほど市長のほうから御答弁をいただきましたのは、若い世代の産み育てたい希望をかなえる子育て環境の実現、そして大学の立地・隣接状況を生かした地域課題解決に係る大学との協働、若者が将来も地域にとどまり得

る雇用展開、定住促進、多世代交流、多機能型拠点の形成等を検討課題として、今後戦略を練っていくということでございました。

そこで、お尋ねいたします。習志野市の特性といいますか、この総合戦略は戦略です。計画ではなくて戦略を練るものです。戦略ですね。いかにして習志野市が発展をしていくかという戦略を練る、この4年間であります。そのための戦略なんですね、今回提出するのは。その意味では、習志野市の特性、この強み、これはどういうものなのか、それを反映した上での、この今市長が御答弁されたさまざまな課題が出てきたんだと思いますけれども、その強みという点についてお答えをお願いいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。本市の強み、あるいは特性という御質問でございます。

私ども習志野市の特性という部分は、位置的に申し上げれば東京に隣接をしていて、そういった状況の中でも豊かな住環境と、それから交通利便性、こういったものをあわせ持っているということが挙げられると思います。

加えて、習志野市が文教住宅都市憲章に基づく教育、文化、子育て、こういったことにしっかりと力を入れてきたといったことが、まず大きくあるんだろうと思っております。

特に、さまざまな答弁の中でも出てまいりましたけれども、習志野市は妊娠中から就学時まで切れ目のない母子保健支援、そして子育て支援の包括支援体制、こういった相談システムという、いわゆる習志野版ネウボラといったものが確立をされている都市だと。さらには、市立こども園あるいは学校敷地内における放課後児童会、こういったものが設置されていると。こういう意味で子育て支援策が充実をしている都市だというふうに考えております。

また、文教住宅都市憲章に基づいた質の高い教育、こういったものもやはり非常に大切な要素であろうと思っております。市内に大学が3つ立地している、あるいは市立を含めまして高等学校が4つ立地していると、こういったことは若い世代の方々を、やはり流入をしていただくということでは非常に魅力化しているし、現実的にこういった中で若い人たちが常に動いている、固定化されていない、こういったこともやっぱり強みなのかなというふうに思っております。

こういったことをしっかりと分析かつアピールするという中で、総合戦略を組み立てながら、定住あるいは少子化対策といったことに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

◆15番(真船和子君)ありがとうございます。

それでは、さまざまな今、人口ビジョンを策定する上でいろいろ分析をされていると思いますけれども、その総合戦略骨子案の検討作業の中での、現在までの人口分析についてお尋ねいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。現状までの人口分析という御質問でございます。あくまでも庁内で議論するための段階でございますので、まだまだたたきということで御理解をいただきたいと思っております。

現状で人口動向分析といったことの中から見えてまいりますこと、これはやっぱり大きな特徴的なことというのは、1つは全国的に少子高齢化傾向にあると言われている中で、習志野市は近年、年少人口が微増しているということが一つ挙げられます。これは、微増しているからといって、喜んでいるということではもちろんございませんで、この要因は新規宅地開発、大きな住宅開発といったことがあったことによって、子育て世代が流入をしてきているということだろうというふうに思っ

います。

しかしながら、高齢化が進展をしていくという中では、高齢人口も増加しておりまして、人口構成比といった面から考えますと、少子高齢化というのは国同様に進行しているという現状がございます。

2点目は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、年齢階級別の人口移動といったものを見ますと、15歳から24歳まで、こういった若い方の世代の特に中でも、男性が大幅に転入をしてくると、そしてその後、25歳から29歳までに逆に大幅に転出をしている、こういった現況が見られます。

これは、やはり市内に立地・隣接をしております3つの大学、この進学におきまして男子大学生の転入・転出といったものが影響しているんだらうと思っております。

そういった男性の転入・転出が、若い方が多いという中でも、近年では30代前半の子育て世代という部分は、先ほど申し上げた大規模開発といったものに伴いまして、逆に転入が超過している、こういう現況も見られます。

人口ビジョンの人口分析という中では、総人口の推移でありますとか、それぞれの階層別の人口の移りですとか、出生、死亡、転入・転出、さまざまな観点から分析を重ねてまいらなければならないというふうに思っています。

特に、習志野市から県内へどういうふうに、どこへ人口が動いているんだらうか、それから都内の動き方はどうなっているんだらうと、こういったことも現況をあわせながらしっかりと、もう少し分析を重ねてまいりたいというふうに思っています。

そして、最終的には、こういったものの中で何が課題なのかといったことを取り上げて、それが総合戦略の中に位置づけられていくと、このように考えているところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

なぜ、私が今回この質問をしましたかという、やはり先ほどのスケジュールを聞いていくと、もう10月にはパブコメをかけていく、そういう中で、じゃ議会の声、私たちは住民を代表させていただいておりますけれども、どこまでその声を聞いていただけるんだらうか、このままもしかしたら9月議会ではもうほとんど素案が決まってきている、そういう中で、もっともっとより多くこの住民の声というものを反映させていく必要が、この地方創生はそういう意味が一番強いものなんです。それをどこでどういうふうに本市が、住民の声を上げて、この地方創生に取り組んでいるのかという姿、それがちょっと見えにくいかなという思いがいたしました。

それで、先ほど市長からは、3,500人の市民意識調査を実施するというところでございましたけれども、この根拠についてお尋ねいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) はい。市民意識調査ということで、今回は15歳以上の方3,500人を対象といたしまして、住民基本台帳から無作為抽出という形で既に送付をさせていただいております。

3,500人という対象者数ですけれども、これは住基台帳の本年3月末の15歳以上の人口、これは14万4,102人でございますけれども、これを母集団として抽出したということでございます。

3,500人という根拠ということでございますけれども、これは内閣府が実施しております世論調査の標本数計算式というものがございます。この計算式に基づきまして、今の14万4,102人をベ

一スに計算をしたものであります。

こういったことを考えますと、この3,500人という数字は総合戦略といったものを策定するという中で、市民の御意見を聞くという数字としては、非常に信頼に足り得る数だというふうには考えております。

しかしながら、3,500人に送ったからとはいえ、やはりこれは回収率自体が問題になりますので、回収率を限りなく上げていくといったことについては、私どもも努力をしなければいけないと、このようには考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ほかの質問もあるので、ちょっと余り長くできないんですけども、要望とさせていただきます。

まず、アンケートにつきましては、この3,500人に出されたアンケートの回収には努力をしていただくこと、それから、どれほど今市民がこの地方創生と国、こちらでは言うておりますけれども、どれほどわかっているんだろうかという、その内容もきちっとこのアンケート、なぜこの地方創生のための意識調査をするのかという、そういう文面も含めてアンケートをやっていたらいいと思っております。

それから、他市を見ていきますと、この地方創生はやはり将来に、2040年に向けて存続するものでございます。ですので、やはり若い世代の考えていること、これを十分考慮していくことが必要だろうということで、ほかの市町村を見ますと、20代、30代の若手の職員を一つのグループをつかって、そこでしっかり戦略を練っているという地方もありますし、また、市民の若い世代、約60人ぐらい集めて、そしてそこでしっかり戦略を市民に練っていただいていると、そういう手法もしているところがあります。

やはりもうちょっと努力をしていただく、ただつくればいいというものではなくて、そののところも本市独自の、独自性を出しながら地方創生に取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

また中身につきましては、今後当局と直接、またちょっとお話しさせていただきたいと思っております。以上で、地方創生については終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、子ども・子育て支援新制度につきまして質問をさせていただきます。

市長の御答弁にもありましたけれども、今年度の待機児童数は43人という御答弁を賜りました。これは、それでも43人いるということは、43人の保護者様が悲痛な思いをしている、それには変わりがないということでもあります。

私が地域の保護者様から聞いた声で、公立の保育所なのに、要するに定員に満たさない、満たしていないにもかかわらず入れなかったと、定員が満たしていないでも入れなかった、こんなお話を聞きました。これも多分保育士が足りないのではないかという状況に声が上がっておりますけれども、この保育士の確保については何回か議場で議論をしてきたところでございますが、現状どのような形になっているのか、また確保策としてどういう努力をされているのか、お尋ねをいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。それでは、保育士の確保の取り組みについてお答えをさせていただきます。

初めに、本市の保育士の確保状況から申し上げますと、現在ゼロ歳児を担当します保育士が6

名不足しております。よって16名のお子様をお預かりできない状況になっております。

こども部では昨年度より不足している保育士の確保策としまして、臨時的任用職員の待遇改善と募集活動の強化に取り組んでまいりました。臨時的任用職員の待遇改善につきましては、定例会の一般質問の中で真船議員から数回にわたる御提案をいただき、今年度より経験年数に応じました賃金体系を導入したところでございます。

具体的に申し上げますと、本市で3年以上保育士として勤務経験のある方で、本市の定める研修を受講していただくことで、日給9,300円から9,500円にアップするものであり、5年以上保育士として勤務経験のある方につきましては、さらに研修を受けていただくことで、日給9,700円へと昇給するものでございます。

この経験年数に応じて研修を受け昇給する仕組みにつきましては、現在働いている方につきましても、またこれから働いていただく方にも、モチベーションアップにつながるものであり、安定的な臨時的任用職員の確保にもつながるものと考えております。

また、募集活動の強化につきましては、これまで広報紙や求人サイトなど、さまざまな媒体の活用に加え、保育士資格を持ちながらブランクがあるなど、不安を抱えている方々などを対象に、実際の保育現場を見ていただきながら保育業務について説明する現場説明会を24回開催させていただきました。この説明会には37名の方の御参加をいただき、そのうち7名の雇用につながったところでございます。

今後の保育士確保の取り組みといたしましては、さまざまな媒体を活用するとともに、有効であった現場説明会を開催し、保育士のさらなる確保に努め、待機児童の解消を図ってまいります。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。保育士の確保策につきましては、当局は大変努力されているということは、本当に敬意を表するものでございます。現場の所長も大変御苦労されているということをお伺いしております。

そこで、私は一つ提案をさせていただきます。この職員の確保に当たりまして、任期付職員の採用を提案いたします。安定的に働くことができる任期付職員の採用を提案させていただきます。今回、市川市でこの採用を行っているところでございますので、これは以前からも申し上げてきたところでございますが、5年間、そしてまた10年間、このスパンで任期付として働くことができる職員、これを採用していただくことを要望させていただきます。

そして、次の2点目の課題について、ちょっと質問させていただきます。

実は、今回質問させていただいているのは全部現場からの声でございます。あるお母様が事業所内、働いているところの事業所でお子様を預けています。ゼロ歳から2歳児のお様が預かれるところですが、しかしながら3歳児になりますと、また保育所を変えなければいけない、外に出なければいけないという課題の中で、本当に来年4月に入れるんでしょうかという悩みです。働きながら悩んでおります。スムーズに入れるんだろうかと、そういう心配をされておりました。

そこで、当局にお伺いいたしますけれども、こういう保護者様がいるという前提におきまして、3歳児の確保、これはしっかり対応できるものなのかどうか、お尋ね申し上げます。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。それでは、議員おっしゃる事業所内保育も含めてのお話かと思しますので、3歳児の確保策について御答弁をさせていただきます。

今年度より施行いたしました子ども・子育て支援新制度により、3歳未満児の待機児童の解消を図る有効な方策として、小規模保育事業が創設をされました。小規模保育事業には御質問にあった事業所内保育事業も含まれますが、新制度にのっとり小規模保育事業所等は原則3歳未満児の保育所と同様に、保育を必要とする要件を持つ保護者のお子様をお預かりする施設でございます。

そこで、3歳児になる4月には、保育所、こども園等に移行することになりますが、これは認可保育所における転所と同様の取り扱いになるため、市は責任を持って行き場を確保する必要がございます。

一方、現在運営をされております事業所内保育施設や認可外保育施設のお子さんが、3歳児から新たに保育所入所を希望されることもございます。こうしたニーズも増加傾向にありますことから、議員御指摘のとおり3歳児の受け入れ皿の拡大が今後の課題となっております。

つきましては、幼稚園におけます預かり保育などによる保育を必要とする児童の受け入れや、新たに誘致する民間認可保育所の定員の拡大など、3歳児の保育の受け皿確保に努めてまいります。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。これはぜひ改善をしていただいて、しっかり保護者様が安心して預けることができるよう、改善をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、もう一つ、今まで量という問題に入ってきていましたけれども、実はこの子ども・子育て支援新制度は量と質、これを兼ねているものです。この保育の質についてでありますけれども、認可外保育所がふえる中で、この質をどのように確保されていかれるのか、お尋ね申し上げます。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。それでは、認可外保育施設におけます保育の質の確保についてお答えをさせていただきます。

これまで、認可外保育施設の施設状況及び保育の内容の確認につきましては、県の監査の同行及び状況に応じた指導を、市において実施してまいりました。平成27年4月から施行しました子ども・子育て支援新制度では、保育の質の確保を重要な観点としており、認可外保育施設から認可施設への移行支援についても重点施策として位置づけられております。

そこで、本市といたしましても、今年度から認可保育施設の小規模保育事業所への移行支援に取り組んでまいります。小規模保育事業は事業所としての認可とその後の運営状況の確認及び指導監査について市に権限がございますことから、直接的及び定期的に市が関与することとなります。

さらに、市立保育所等が連携施設となり、保育者支援として保育情報の共有や保育に関する相談、指導、研修への参加などの支援をいたします。加えまして、子ども支援として、2歳児の子どもの集団活動や交流などの支援を行います。これらの取り組みにより、保育の質を担保し、さらに向上できる環境を整えてまいります。

今後は多くの認可外保育施設が認可化できるよう、継続して支援するとともに、小規模保育事業所誘致を基本とし、3歳未満児の待機児童対策を図るなど、保育の質を担保しながら、預け育てやすい環境を整えてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございました。ぜひ保育の環境の整備、努力していただきたいと思っております。

続きまして、放課後児童健全育成事業につきまして再質問をさせていただきます。

これも市民の方からの声でありました。実は実花小学校の保護者様からいただいた相談でございます。今年度の4月から高学年が学童、児童会に入会できるということでしたけれども、その方はちょっと今回外れてしまって、児童会のほうに入会できなかったという高学年の保護者様からいただいたんですけれども、なぜ入れなかったんでしょうかという御相談でございました。それをちょっと当局のほうに問い合わせた状況がありますけれども、このような形で4年生から6年生の上学年の入会の不承諾となった待機児童はどのくらい抱えられているのか、今年度の状況についてお尋ね申し上げます。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) はい。御指摘のとおり、上学年につきましては今年度定員制を設けて受け入れることとしたところでございます。今までどおり下学年につきましては全入制を採用してございますので、下学年の方は全員入会できるということです。

そこで、待機児童の現在の状況でございますが、支援員と教室の不足によりまして、4月当初、6小学校で28名の待機児童を抱えることとなりました。

内訳を申し上げますと、支援員不足による児童が、鷺沼児童会、鷺沼第二児童会において4年生が9名、大久保児童会、大久保第二児童会において4年生が9名、屋敷児童会において4年生が5名でございます。

また、教室不足による児童が、実花児童会において4年生が3名、向山児童会において5年生が1名、東習志野児童会、東習志野第二児童会において4年生が1名となっております。

その後、支援員の補充ができましたものですから、5名の児童が入会可能となりまして、6月1日現在の待機児童数は6小学校において23名となっております。

これも内訳を申し上げますと、鷺沼児童会、鷺沼第二児童会において3名減の6名、大久保児童会、大久保第二児童会において2名減の7名でございます。その他の児童会におきましては、今のところ人数の変更はございません。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。実態を今部長のほうからお聞きしました。

この待機児童を抱えた理由として、まず一つが支援員の不足が挙げられておりました。この支援員の不足なんですけれども、この支援員の不足は以前から指摘されているところでございますけれども、その一つの理由として待遇改善、これが課題となって言われておりました。

この子ども・子育て支援制度は財源をつけて子育て環境改善を行うということが前提でありまして、この放課後児童支援員処遇改善事業というものがございます。

当局はこの支援員の処遇改善をどのように今後考えられているのか、お尋ねいたします。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) はい。支援員の待遇改善についてという御質問でございます。

支援員の待遇改善といたしましては、平成26年度、平成27年度と2年続けて時給単価の引き上げを行ったところであります。国におきましては放課後児童健全育成事業に関し、量的拡充及び質の向上を目的として、平成27年度予算で前年度比191億3,000万円増の575億円を計上しております。

この放課後児童健全育成事業のうち、今年度拡充された事業の一つでございます放課後児童

支援処遇改善事業につきましては、支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して、職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うものでございます。なお、本市においては平成24年度から開所時間を19時までとしております。また、この事業に対する財源の負担割合は、国・県・市がそれぞれ3分の1となっております。

本市といたしましては、このような国の制度を活用しながら、支援員の待遇改善が図れるよう取り組むとともに、支援員の確保につなげてまいりたいと、このように考えてございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。実はこの補助金の申請スケジュールというものがございまして、調べたところなかなか市町村が補助金申請スケジュールをやり切っていくのは厳しいんだろうなという思いもあった中ですけれども、今部長は、この平成27年度予算で国は575億円を計上しているということでした。

それで、今後この制度を使って改善を図りたいという部長の前向きな御答弁をいただいたんですけども、この支援員の処遇改善は全国一律になっていくことと思われま。といいますのは、この支援員という資格そのものが国で登録をしていくものでございますので、これは国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1の補助金で処遇改善ができる、そういうものでございます。

近隣市との同等の処遇にもなっていくというふうに考えることが、私はできると思いますので、他市においてそれを先んじて処遇改善されているところもあるのかと思いますけれども、ぜひ本市におきましては、来年度に向けて速やかにこの情報をキャッチしていただきながら、支援員の処遇改善、全国一律で処遇改善ができてまいりますので、ぜひこの支援に見合った処遇改善を、近隣市と見合った処遇改善を要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これにつきましては、また改めてその進捗状況については今後質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、待機児童を抱える中でのもう一点の理由が教室不足でありました。支援員と教室不足によって、この待機児童を抱えましたということでしたけれども、この教室不足に対する対策について伺います。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) はい。教室の確保策ということでございます。

教室の確保につきましては、本年3月に策定いたしました習志野市子ども・子育て支援事業計画において、学校余裕教室や公共施設等を確保し、平成31年度までに順次整備を行う予定でございます。

本年度につきましては、東習志野小学校、実籾小学校、秋津小学校を整備いたしてまいります。東習志野小学校につきましては、7月より活用を予定しております。支援員の補充ができ次第、児童の受け入れを進めてまいります。実籾小学校につきましては、整備を予定する和室内のロッカ一など、既にもう移動してございますので、7月から同じく活用を予定しているところでございます。また、秋津小学校につきましては、夏休み期間中に改修工事をし、9月から活用をする予定で整備を進めております。

また、教室不足による待機児童を抱える向山児童会、実花児童会につきましては、事業計画において、向山児童会は平成31年度に整備を予定し、実花児童会については整備を行う計画はございませんでしたが、関係機関と協議を進めた上で待機児童の解消に向けた対策が早急にとれるよう鋭意努力してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。最後の部長の言葉が耳に残りました。実花小学校は、整備計画は行う計画が現在のところないけれども、鋭意努力をしていきたい。実花小学校は今地域的に東習志野地域として人口がふえてきております。

そして、ユトリシア地域のお子様の実花小学校へ、この4月から入学をして、そして9月にはユトリシアの五番街のお子様指定校として入ってくる、そういった中でこのユトリシア地域のお母様たちは、仕事を持たれている方も多くいらっしゃいます。そういう意味からも、保育所の不足と同時に、この学童、児童会の不足も生じるということは見えています。

ここに全力をもって対処していただきたいことを要望させていただきたいんですが、その前に実は、先ほど教育長の御答弁の中に、最後に民間の委託、そしてまた民間事業者の参入についてというような御答弁がございました。

私がちょっと調べた中で、東京の稲城市のほうで保育と学童、これを一つの複合施設として設置をし、その地域の公園、市の公園のところに社会福祉法人に建設をしていただいて、運営も行っていただく、ゼロ歳から5歳児を預かる保育園と、そして授業が終わった後の小学生が通う学童、児童会ですね、クラブ、そしてあとは子育てや家庭に関する保護者の相談を受ける家庭支援センター、これを一つの施設として、複合施設として今年度から開所したということが言われております。

今後、習志野市が抱えるこの保育所整備、そして放課後児童会の整備においては、こういう手法も一つあるのではないかと提案をさせていただく中で、当局の御見解をお伺いしたいと思います。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) はい。民間委託や民間事業者の参入についてどう考えているのかという御質問でございます。

先ほどの教育長答弁にございましたとおり、支援員の確保は依然厳しい状況下にあります。これは喫緊の課題と認識しているところでございます。支援員不足につきましては待遇の問題もございしますが、他市の状況についても不足しているというようなお話を伺っておるところでございます。

支援員不足の原因といたしましては、新制度、先ほど議員よりお話がありましたが、資格要件が統一され、保育士、教諭などの資格を有する者、高等学校卒業者であって2年以上児童福祉事業に従事した者など、全国統一の資格要件が明確になったところでございます。このようなことから、採用に苦慮したところでございます。これについては、潜在的に担い手不足が生じているのではないかと、今考えられます。

また、上学年を受け入れることも、児童数の増が影響していることも考えられるところでございます。

本市におきましては、平成13年度に放課後児童健全育成事業を条例化した時点では、資格要件を設けておりました。しかしながら、支援員不足が続いたことにより、平成22年度に資格要件を撤廃した経過がございます。今回の支援員不足は、このときの再来であると考えられます。

このことから、支援員不足については待遇改善などの解決策だけではなく、将来を見据えた長期的、安定的に持続可能な放課後児童会の運営体制を構築する必要があると考えてございます。

放課後児童会の運営体制につきましては、4年前の平成23年6月定例会において公設公営を堅持してもらいたいという陳情が採択されたところでございますが、本市だけではなく他市においても、支援員不足が慢性的に続いているという状況を鑑みますと、この辺でシフトチェンジをしてい

く時期ではないかと、現在考えておるところでございます。

他市においても推進している民間委託や民間事業者の参入につきましては、いろいろな角度から検討を重ねていく方策の一つとして有効な手段であると思います。したがって、その可能性について現在調査・研究を進めているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。量と質、これをしっかり保ちながら、子どもたちの安全・安心な放課後児童会、これをぜひ推進していただきたいと思っております。

最後に1点だけ、これは全くこの待機児童とは話は違いますが、現在東習志野小学校の児童会で使用しておりますトイレの老朽化、お子様たちがやはりこのトイレを使うのに、非常に気分的に余りいい感情を持っていないということで、保護者様より早くこのトイレの改修をしていただきたいという要望も賜りました。今後この洋式化についての整備のスケジュールについてお尋ねいたします。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) はい。御指摘の東習志野小学校の児童会が使用するトイレにつきましては、実は一部排水にふぐあいを生じていることがあります。したがって、この改修を行う際にトイレの一部を洋式に変更する予定でございます。改修時期につきましては、早期に着手できるように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。